

四日市市選管告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条第1項及び第65条の13第1項による読み替え後の第56条第1項の規定により、令和8年1月28日から令和8年2月7日までの間に四日市市の選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている選挙人以外の選挙人が不在者投票の記載をする場所を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階ロビー

（選挙管理委員会事務局）